

近畿中国森林管理局公告

国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 8 条の 6 第 1 項の規定に基づき下記の樹木採取区の指定に当たり、次のとおり案を縦覧に供します。

なお、樹木採取区の案について、縦覧期間中近畿中国森林管理局長に意見を提出することができます。

令和 3 年 8 月 2 日
近畿中国森林管理局長

1 縦覧に供する樹木採取区の案

(1) 樹木採取区の名称

近畿中国 1 新見樹木採取区

(2) 樹木採取区の所在地

別紙 1 及び別紙 2 のとおり。

(3) 樹木採取区の面積

樹木採取区的面積 250.68 ha

採取可能面積 115.92 ha

備考：面積は、森林調査簿（令和 2 年 3 月 31 日現在）の小班面積及び QGIS 3.4（令和 3 年 3 月 31 日時点）計測による。

(4) 区域図及び区域位置図

別紙 2 のとおり。

2 縦覧場所

近畿中国森林管理局ホームページ、近畿中国森林管理局及び岡山森林管理署の庁舎において縦覧に供します。

近畿中国森林管理局ホームページ：<https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/policy/business/jyumokusaisyukenseido/20210331.html>

近畿中国森林管理局

所在地：大阪市北区天満橋 1 丁目 8 番 75 号 桜ノ宮合同庁舎

電話 050 (3160) 6700

縦覧時間：午前 9 時から 12 時、午後 1 時から 5 時まで（ただし、土、日、祝日等の行政機関の休日は終日縦覧できません）。

岡山森林管理署

所在地：岡山県津山市小田中 228-1

電話 050(3160)6135

縦覧時間：午前9時から12時、午後1時から5時まで（ただし、土、日、祝日等の行政機関の休日は終日縦覧できません）。

3 縦覧期間

令和3年8月2日（月曜日）から令和3年9月1日（水曜日）まで

4 意見書の提出

樹木採取区の場合に意見がある者は、次に定めるところにより、近畿中国森林管理局長に対し、理由を付して、意見書を提出することができます。

(1) 提出先

〒530-0042 大阪市北区天満橋1丁目8番75号 桜ノ宮合同庁舎
近畿中国森林管理局長（資源活用課扱い）あて
電子メール：mailto:kc_katsuyou@maff.go.jp

(2) 提出期限

縦覧期間が満了する令和3年9月1日（水曜日）17:00までに必着

(3) 意見書の記載事項

意見書様式による

(4) 意見書の提出方法

提出先に郵送、電子メール又はご持参のうえ提出

(5) 意見の取扱い

いただいた意見は、樹木採取区指定時の参考とさせていただきます。

また、樹木採取区の指定の公示と合わせて意見の要旨とその処理結果について公表します。

なお、意見をいただいた方の氏名等は公表いたしません。

5 参考情報

- (1) 本樹木採取区に設定することが見込まれる樹木採取権の存続期間の案
9年程度
- (2) 森林資源の状況（令和2年3月31日現在）
別紙3のとおり。
- (3) 林道等の状況（令和3年6月23日現在）
別紙4のとおり。
- (4) その他参考となるべき事項
別紙5のとおり。